

【ミャンマー】ミャンマーにおける最初の商標公告公報の発行について

2024年6月5日

ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ミャンマーにおける商標登録出願の審査状況に関する情報です。

ミャンマー知的財産局（IPD Myanmar）では、2023年4月より商標登録出願の受付を開始し、方式審査及び実体審査が行われていたところ、2024年5月1日に、220件の商標を含む異議申立てのための最初の商標公告公報を発行しました。

これらの商標は、実体審査を通過したものであり、今後の異議申立てのプロセスを通過すれば、商標登録に至ることとなります。

なお、IPD Myanmarの商標審査では、方式及び絶対的拒絶理由について審査を行います（相対的拒絶理由については、実体審査では判断せず、第三者より異議申立てがあった場合に判断します。）。

今回の商標公告公報（ビルマ語と英語の併記）については、こちらから

https://api.ipd.gov.mm/content/pdf_1714527079652.pdf

ミャンマーにおける商標登録手順のフローチャート（英語）については、こちらから

<https://ipd.gov.mm/trademark/trademark-1/application-process-trademark/flowchart-for-trademark>

それぞれ御覧いただけます。

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。